

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のため
の日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書

日本国及びフィリピン共和国は、

千九百八十年二月十三日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約第五条(6)を次のように改める。

(6) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員(7)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)を通じてコンサルタントの役務又は建築、建設若しくは据付工事に係る契約に関連する監督の役務を提供する場合には、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事についていずれの十二箇月の間に合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約

国内に「恒久的施設」を有するものとする。ただし、このような役務が経済協力又は技術協力に関する両締約国の政府間の合意に基づいて提供される場合には、当該企業は、この条のいかなる規定にもかかわらず、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

第二条

条約第九条を次のように改める。

第九条

(1) 次の(a)又は(b)に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(2) 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が(1)の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業間に設けられた条件が独立の企業間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第三条

条約第十条(2)を次のように改める。

(2) (1)の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合

には、次の額を超えないものとする。

- (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払の日に先立つ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式又は発行済株式の少なくとも十パーセントを直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント
 - (b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント
- この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

第四条

条約第十一条(2)から(8)までを次のように改める。

- (2) (1)の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

- (3) (2)の規定にかかわらず、一方の締約国内で生ずる利子であって、他方の締約国の政府（地方政府及び地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機

関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府（地方政府及び地方公共団体を含む。）、「当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

この規定の適用上、「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、国際協力銀行及び独立行政法人日本貿易保険
- (b) フィリピンについては、フィリピン開発銀行及びフィリピン土地銀行
- (c) いずれかの締約国の政府が資本の全部を所有する金融機関（(a)及び(b)に掲げる金融機関を除く。）であつて両締約国の政府が随時合意するもの

- (4) この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得をいい、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

- (5) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、その利子の生じた他方の締約国に

において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的に関連するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

- (6) 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるか否かを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内で生じたものとされる。

- (7) 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その支払の基因となった債権を考慮する場合において、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用す

る。この場合には、支払われた額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第五条

条約第十二条(2)を次のように改める。

(2) (1)の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該使用料が、映画フィルムの使用又は使用の権利及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープの使用又は使用の権利に対して支払われるものである場合には、当該使用料の額の十五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該使用料の額の十パーセント

第六条

条約第二十三条(3)を次のように改める。

- (3) (1)の第一文に規定する控除の適用上、フィリピンの租税は、常に、第十条(2)又は(3)の規定が適用される配当については二十パーセントの率で、第十一条(2)の規定が適用される利子及び第十二条(2)又は(3)の規定が適用される使用料については十五パーセントの率で支払われたものとみなす。

第七条

条約第二十四条(3)を次のように改める。

- (3) 第九条(1)、第十一条(7)又は第十二条(7)の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

第八条

- (1) 千九百八十年二月十三日に東京で署名された議定書（以下「千九百八十年議定書」という。）1中「~~こ~~とが立証された」を削る。

- (2) 千九百八十年議定書3中「~~、~~第十一条(3)」を削る。

第九条

- (1) この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- (2) この議定書は、次のものについて適用する。
 - (a) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
- (3) この議定書によって改正される条約第二十三条(3)の規定は、この議定書が効力を生ずる年の後十番目の年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、適用しない。
- (4) この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千六年十二月九日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

山崎隆一郎

フィリピン共和国のために

M・B・テベス